

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課）

項目名	（国研）量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置								
税目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税								
要望の内容	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）が設置する次世代放射光施設（NanoTerasu）を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。）の対象施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="874 837 1482 1008"> <tr> <td data-bbox="874 837 1195 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1195 837 1482 891">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 891 1195 945">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1195 891 1482 945">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 945 1195 999">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1195 945 1482 999">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟X線放射光を生成する加速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p>	